

## ○茂木町キャッシュレス決済手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症予防対策、デジタル化への意識向上を図るため、茂木町キャッシュレス決済手数料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、茂木町補助金等交付規則(昭和47年茂木町規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、茂木町内に事業所を有する大型店を除く茂木町商工会の会員で、かつ、PayPay等のスマートフォンを使ったコード決済を導入している者であること。

(補助対象経費)

第3条 本事業において補助の対象となる経費は、PayPay等のスマートフォンを使ったコード決済手数料とする。ただし、次に掲げる決済手数料については、補助金の対象外とする。

- (1) スマートフォンを使ったコード決済以外の取引に係る決済手数料
- (2) キャンセルにより存在しなくなった取引に係る決済手数料

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、キャッシュレス決済手数料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) コード決済の手数料に係る支出が確認できる書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、茂木町キャッシュレス決済手数料補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第7条 補助金に係る実績報告は、第5条の規定により提出されたコード決済の手数料に係る支出が確認できる書類により行うものとし、前条の規定に基づく交付決定通知書を補助金の額の確定通知とみなす。

(交付請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、茂木町キャッシュレス決済手数料補助金交付請求書(様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。

(補助金交付対象期間)

第10条 補助金交付対象期間は、令和5年3月31日までとする。

2 町長は、補助金交付の目的が達成されたと認められないときは前項の期間を延長することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則** (令和4年3月30日告示第41号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。